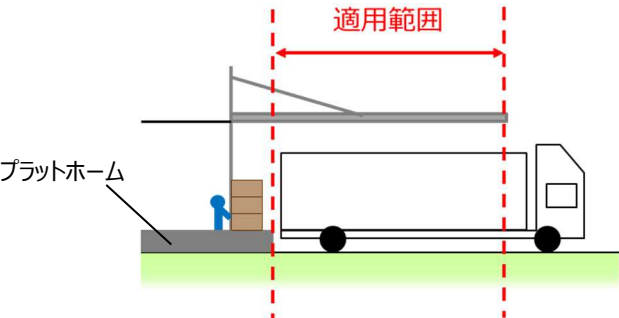


建築基準法施行令第2条第1項第4号イの規定の運用に係る QA

(令和5年3月24日時点)

No.	問	答
1	容積率規制における延べ面積に不算入となる軒等については、令和5年告示第143号の基準に適合する必要があるのか。	不要である。
2	工場又は倉庫の用途に供する建築物について、例えば主要用途が物販店舗であっても、バックヤードなどに設ける倉庫の軒等の下部であって、貨物の積卸しのためにトラック等が停留又は駐車するための部分であれば対象となるか。	貴見のとおり。
3	底下の利用状況について、貨物の積卸しのためにトラック等が停留又は駐車するための部分のうち、プラットホーム等の一部トラック等が停留又は駐車できない部分がある場合はどのように考えるか。	<p>貨物の積卸しのためにトラック等が停留又は駐車するための部分についてのみ対象となり、プラットホーム等のトラック等が停留又は駐車できない部分は含まない（下図参照。）。</p> 

4	この通知により、容積率規制以外の運用について、変更はないとの認識でよいか。	法第 52 条第 1 項に規定する延べ面積の算定方法を定めた令 2 条第 1 項第 4 号イの規定の運用を明確化するものであり、建築基準法の他の規定に関する従前の解釈や運用を変更するものではありません。例えば、この通知により、軒等の下部を「その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（以下、自動車停留施設等という。）」として、延べ面積に算入しないものとしたとしても、令第 112 条第 18 項の規定による異種用途区画（以下、「異種用途区画」という。）の適用に当たっての用途判断に影響を及ぼすものではありません。具体的には、軒等の下部（倉庫の一部）を自動車停留施設等と用途判断した建築物について、異種用途区画の適用に当たっての用途判断において、建築物全体を倉庫とすることを妨げるものではありません。
---	---------------------------------------	--